

事務連絡  
令和6年12月25日

新潟県介護保険主管部（局）  
富山県介護保険主管部（局）  
石川県介護保険主管部（局）  
福井県介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和6年能登半島地震により被災した介護保険の被保険者に対する  
利用料の減免の要件等に関する取扱いについて

令和6年能登半島地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料については、「令和6年能登半島地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和6年1月11日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「令和6年事務連絡」という）等において、減免の要件等について示してきたところである。

今般、令和7年6月末までの利用料の減免の要件等について、下記のとおりとするので、貴管内市町村及び関係団体において、適切な取扱いがなされるようご配慮願いたい。

また、今般の取扱いについて、各県における対象保険者等を掲載した、説明の資料（チラシ）を別添のとおり作成したので、貴管内市町村に対し周知を図っていただくとともに、被保険者や関係者への周知、広報にご活用されたい。

併せて、令和7年4月以降の保険料の取扱いにつきましては、別途ご連絡する。

記

1 利用料の減免の財政基準等について

令和6年事務連絡等において示している利用料の免除措置は、免除対象被保険者が令和7年1月1日から同年6月30日までの間に受けた介護サービスについても適用することを予定していること。また、これによる利用料の免除に要した費用については、令和6年事務連絡の2のとおり、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

また、石川県については、令和6年能登半島地震に加え、激甚災害である豪雨災害が発生するといった複合的な被災状況に直面したこと等の要因が重なったこと等を踏まえ、減免分における市町村負担相当分（12.5%）に関し、発災直後に遡り、令和

6年1月から同年12月までの間については、特別な財政支援の内容と同様に全額を、令和7年1月から同年6月までは、下記利用料の減免に対する財政支援の割合財政支援の割合に基づき、財政支援を行う予定であること。

○利用料の減免に対する財政支援

<p>各市町村における令和7年1月1日から令和7年6月30日までのサービス提供分に係る①、②及び③の合算額に対し、利用料減免必要総額が占める割合</p> <p>① 調整基準標準給付費額（法第49条の2第1項若しくは第2項又は第59条の2第1項若しくは第2項の規定の適用に係るものを除く。）の90分の10に相当する額</p> <p>② 調整基準標準給付費額（法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定の適用に係るものに限る。）の80分の20に相当する額</p> <p>③ 調整基準標準給付費額（法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定の適用に係るものに限る。）の70分の30に相当する額</p>	<p>財政支援の割合</p>
<p>100分の30以上</p>	<p>10分の10</p>
<p>100分の15以上100分の30未満</p>	<p>10分の9</p>
<p>100分の3以上100分の15未満</p>	<p>10分の8</p>

2 利用料免除証明書の取扱いについて

1に基づく利用料の免除について、令和7年1月1日からの介護サービスについては、市町村から交付された利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口での利用料の支払いを免除すること。その際、既に免除証明書を発行している自治体において、有効期限は、現在、「令和6年12月31日まで」と記載されているが、令和7年1月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。これにより、市町村によって免除証明書の有効期限が「令和7年6月30日まで」に更新されているものと「令和6年12月31日まで」のものとの混在する可能性があるが、免除実施対象市町村の免除証明書であれば、令和6年12月31日が有効期限であっても使用可能であることに留意すること。

また、免除対象被保険者から利用者負担等の免除申請があった場合には、原則として、速やかに免除証明書を交付すること。（市町村自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、市町村の判断により、添付書類等を省略する等の柔軟な取扱いを行っても差し支えないこと。）

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、

医療機関等での支払いが不要になります



令和6年12月25日時点

【医療保険の窓口負担や介護保険の利用料に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(富山県)

【医療保険・介護保険】(★)国保のみ

富山市、高岡市、氷見市、黒部市(★)、小矢部市、射水市、富山県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱いは**原則として令和6年12月末日まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書を医療機関等の窓口で提示**することで、**猶予(免除)**を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年6月末日まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている**猶予(免除)証明書**でも、引き続き**令和7年6月30日まで**、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、

医療機関等での支払いが不要になります



令和6年12月25日時点

【医療保険の窓口負担や介護保険の利用料に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(石川県)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、石川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱いは**原則として令和6年12月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年6月末まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予(免除)証明書でも、引き続き令和7年6月30日まで、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、

医療機関等での支払いが不要になります



令和6年12月25日時点

【医療保険の窓口負担や介護保険の利用料に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(福井県)

【医療保険・介護保険】 (★) 国保のみ  
福井市、あわら市 (★)、坂井市 (★)、福井県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会 (協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱いは**原則として令和6年12月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年6月末まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予(免除)証明書でも、引き続き令和7年6月30日まで、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

## 令和6年能登半島地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

### 1. 被保険者証等の確認が必要となります。

- 介護サービスとして取り扱うためには、原則として被保険者証の確認が必要となります。ただし、被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証(被保険者証等)を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、氏名、生年月日、住所、負担割合(1割、2割又は3割)を確認し、介護サービスとして取り扱うことができます。

### 2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、 保険者が発行する免除証明書の確認が必要となります。

- 令和6年12月末までは、以下(1)(2)の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありませんが、令和7年1月1日からは、保険者が発行する免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。)

#### 【対象期間】 令和7年6月末まで

(1) 令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害」>「石川県能登地方を震源とする地震について」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨  
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

#### 【対象保険者】(介護保険)

【石川県】金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

【福井県】福井市

【富山県】富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

※ 上記保険者については、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き令和7年6月30日まで、使用することができます。